

当院は、現在、精神科と外科の病院ですが、昭和 20 年～40 年代には産科婦人科を標榜し、他の産科の医療機関と同様に旧優生保護法の指定医療機関でした。

平成 31 年 4 月 24 日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。本院としても、法律に基づく行為とはいえ、手術を実施した医療機関として心からおわび申し上げます。

優生手術を受けられた方には、法に基づき一時金の支給があり、優生手術などを実施した記録等の提出が必要になりますが、当院に手術簿の一部が現存しておりました。一時金の支給に堪えられる記録かどうかはわかりませんが、お心当たりのある方は下記までお問い合わせ下さい。診療記録等の開示に当たりまですので、所定の手続きが必要になります。開示にあたっては、本人の写真付きの身分証明書等を確認をさせていただきます。ご了承下さい。また、通常は、開示に当たって料金が発生しますが、この記録の開示については、郵送料も含め当院から請求は致しません。

この記録は個人情報保護法の特別な配慮が必要な情報（要配慮個人情報）に該当します。記録は厳重に管理されています。記録をリスト化・データ化をしていませんので、インターネットへの流出も考えられません。優生手術を受けた等の情報が外部に漏れる事は一切ありません。ご安心下さい。

お問合せ先




安田病院 宮城県仙台市宮城野区小田原二丁目 2 番 40 号

TEL 022-256-5166 事務長・沼田 又は 医事課・永山

問合せ時間 午前 9 から午後 5 時（土曜・日曜・祝日を除く）

令和元年 5 月 17 日 安田病院

開示の流れ

- 1 電話にて [TEL 022-256-5166 担当；事務長 沼田又は医事課 永山
土日・祝日を除く 午前9時から午後5時
氏名（手術当時の旧姓も）・生年月日・現住所、手術を実施した時期、
お分かりになれば手術当時の大体の住所 をお知らせ下さい。
(事前に記録を確認し、速やかな対応をするために必要です。)
- 
- 2 当院から、開示請求の手続きに必要な書類を郵送します。
- 
- 3 必要事項をご記入の上、身分証明書等の写しと合わせてご返送下さい。
- 
- 4 当院からご連絡し、日程調整の上、来院して頂きます。
結果は、ご本人に直接手渡しが原則になりますが、ご無理な場合はご相談下さい。